

(記者配付資料)

令和元年12月2日

排除措置について

福岡県警察本部から通報のあった業者に対して、下記のとおり排除措置を行ったのでお知らせします。

措置対象業者	(商号) 古賀建設 (所在地) 福岡県久留米市長門石四丁目13番60号 (代表者) 古賀 <small>こが</small> やすひろ <small>やすひろ</small> 康浩
措置の内容	令和元年11月27日から3年間の排除措置 (令和4年11月26日まで)
措置の根拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領第2条の2第1項, 別表第3第1号
事件の概要	福岡県警察本部から、「役員等が暴力団の構成員等である。」に該当する事実があることを確認したとして、令和元年11月27日に通報があった。

問い合わせ先： 財政局財政部契約監理課管理係 山口

TEL 711-4181 (内 1551)